

# 転居届を出された方へ

## (市内でのお引越)



転居のお手続き  
きですね!



### ◎必要な手続きについて(該当の方のみ)

手続きの種類	内 容	担当課
印鑑登録	手続きは不要です。	【1階4番窓口】 市民課窓口係 426-3265
個人番号カード	カードをお持ちの方はご持参のうえ、券面更新の手続きをしてください (暗証番号の入力が必要です)。また、個人番号カードの作成を希望される方は、お問い合わせください。	【1階4番窓口】 市民課 マイナンバーカード係 426-3265
住民基本台帳カード		
外国人住民の方	裏面に新しい住所を記載しますので、異動された外国人の方全員の 在留カード・特別永住者証明書等をご持参ください。	【1階4番窓口】 市民課窓口係 426-3265
小中学校の転校	市民課で発行した転入学通知書と、前の学校の在学証明書・教科 書給与証明書を新しい学校へ提出してください。	【9階】 学事課 426-3825
保育園・幼稚園・認定 こども園の入所	変更届を提出してください。(住所変更、保護者変更、世帯員の増 減等)	【2階12番窓口】 保育・幼稚園課 426-3311
国民年金	手続きは不要です。	【1階7番窓口】 市民課国民年金係 426-3291
国民健康保険	新住所の表記された被保険者証等は、後日郵送されます(例外あ り)。※旧住所の表記された被保険者証等(保険料決定通知書は 除く)は必ずお返してください。	【1階8番窓口】 国民健康保険課 426-3281
後期高齢者医療	新住所の被保険者証は、後日送付されます。	【1階9番窓口】 医療給付課 426-3395
介護保険	被保険者証及び負担割合証(介護認定を受けている方に限る)を お持ちのうえ、住所記載の変更手続きをしてください。 ※転居後の新しい住所での被保険者証等は送付されません。	【1階11番窓口】 介護保険課 426-3343

手続きの種類	内 容	担当課
児童手当	受給者と児童が別居になった場合は手続きが必要です。	【1階14番窓口】
児童扶養手当	子育て支援課へ住所変更届を提出してください。	子育て支援課
特別児童扶養手当		426-3314
子ども医療	受給資格者証をお持ちのうえ手続きをしてください。	【1階9番窓口】
ひとり親家庭等医療	受給資格証をお持ちのうえ手続きをしてください。 ※世帯構成が変わる場合は、お問い合わせください。	医療給付課 426-3395
妊産婦・乳児の健康 診査	手続きは不要ですが、受診票には転居後の住所を記入して受診してください。	【保健所3番窓口】 健康づくり課 434-9820
身体障がい者手帳	障がい者手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	【13番窓口】
療育手帳		障がい福祉課 426-3305
障がい福祉サービス	受給者証をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	
精神障がい者保健福 祉手帳	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	【保健所1番窓口】 保健課 434-9823
自立支援医療 (精神通院)	自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	
小児慢性特定疾病医 療受給者証	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	【保健所1番窓口】 保健課 434-9812
飼い犬	新たな住所を、お電話又は来課してお伝えください。	【保健所5番窓口】 生活衛生課 434-9829
水道の使用中止 水道の使用開始	使用中止、開始日の3日前までに水道局ホームページ(電子申請)又は電話・水道局窓口で使用中止(旧住所)、使用開始(新住所)の手続きと料金精算(旧住所分)をしてください。	【1階水道局出入口前】 水道料金本庁窓口 426-3661

※必要書類については、各担当課にお問い合わせください。

◎倉敷市コールセンター TEL:086-426-3030

◎倉敷市引越しポータルサイト <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/hikkoshi/>

その他のお問い合わせに  
ご利用ください!

